



ゆうメール

2018.12.12

令和7年
(2025年)

1月号

第600号

ホームページ <http://www.matsumotohojinkai.or.jp/> メールアドレス hojinkai@matsumotohojinkai.or.jp



— 主な記事 —

税務署長・会長新年ご挨拶	2 頁
税についての作文	3 頁
皆さんこんにちは・小池和人氏	4 頁
頑張ってます・植田幸恵さん	4 頁
イイね♡ふるさと！ 等	5 頁
労務レポート	6～7 頁
税務ポイント	8 頁
1月の予定 等	9 頁
当会役員・監事年賀	10 頁
会員福利厚生制度 PR	11 頁
インフォメーションコーナー、 地区トピックス、川柳コーナー、あとがき	12 頁
冬期特別研修会のお知らせ	付録
第20回会員親睦ボウリング大会のお知らせ	付録



“松本市音楽文化ホール
(ザ・ハーモニーホール)”

奈良井川と梓川が流れる松本市島内に位置する松本市音楽文化ホールは1985年に開館し今年40周年を迎えます。地元市民からは「音文」の名称で親しまれており、年間を通してさまざまな国内外のアーティストのコンサートや発表会、演奏会が開かれています。メインホールにはドイツ製のパイプオルガンが備えられ、アーチ型の高い天井と木張りの内装でホール全体が楽器であるかのような音の響きが楽しめます。

(関連記事 5 頁掲載 田力淳子編集委員)

みんなで回覧しましょう。

確認印	社長							経理担当



差出人・返送先

一般社団法人松本法人会

〒390-0814 長野県松本市本庄 1-3-10

大同生命松本ビル 5 階



謹 賀 新 年



松本税務署長 松本 守幸

一般社団法人松本法人会 会長 神澤 陸雄

令和7年の年頭に当たり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

一般社団法人松本法人会会員の皆様には、お健やかに新年をお迎えのことと、心からお慶び申し上げます。

旧年中は神澤会長をはじめ、貴会の皆様には、税務行政に対しまして、深いご理解と格別のご支援・ご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

貴会は、正しい税知識の普及や納税意識の高揚を図るため、広報誌「まつもとほうじん」の発行、各種研修会の開催や税制改正に関する提言の取りまとめ、添付書類を含めたオール e-Tax の普及・定着、キャッシュレス納付の利用拡大などに取り組まれているほか、青年部におかれましては、租税教育の重要性をご認識いただき、昨年6月には小学生を対象とした租税教室の受講児童数が1万人を超えた上、全ての小学校における租税教室開催を目指すなど、積極的な取り組みをいただいております。また女性部におかれましては、昨年、創立45周年を迎えられ、「税に関する絵はがきコンクール」事業のほか、松本児童園への寄付・奉仕といった社会貢献活動に、より一層積極的に取り組み、地域社会からの高い評価と厚い信頼を得られておられます。これら皆様のご尽力に対しまして、心から敬意を表しますとともに、深く感謝申し上げます。

私どもといたしましては、経済社会の変化やデジタル技術の進展等が著しい中、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という国税庁の使命を的確に果たし、国民の皆様の負託に応えるべく、「納税者の利便性の向上」、「課税・徴収事務の効率化・高度化等」及び「事業者のデジタル化促進」を3本の柱とし、国税に関する手続や、業務の在り方などの抜本的な見直しを進めるとともに、周知・広報・相談等に適切に取り組んでまいりたいと考えております。皆様からの引き続きのお力添えをいただければ幸いと存じます。

なお、まもなく迎えます令和6年分の所得税等の確定申告では、スマホ・パソコンを利用した e-Tax 申告を推進してまいります。本年から、確定申告期間中の松本税務署の駐車場のご利用はお身体の不自由な方などに限らせていただき、臨時駐車場のご用意もできません。会員企業の役員・従業員の皆様で、ご自身で確定申告をなさる方には、利便性のより向上しているスマホ・パソコンを利用した自宅からの e-Tax 申告を是非ともご利用いただきたいと存じます。

結びに、新しい年が皆様にとって良い年となりますよう、また一般社団法人松本法人会が益々発展し、会員の皆様のご健勝で、かつ事業がご繁栄されますよう、心から祈念申し上げ、新年のご挨拶といたします。

あけましておめでとうございます。皆様におかれましては、穏やかに新年をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

旧年中は当会の運営にあたりまして、深いご理解と絶大なご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。お陰で、本年度もこれまでに予定いたしました当会の基本事業であります税務研修会や企業経営に資する研修会、青年部が中心となって取り組む、次代を担う子どもたちに税の大切さと役割を伝える租税教育活動や女性部が取り組む税に関する絵はがきコンクール、奉仕活動といった社会貢献活動も無事に終了致しました。

こうした活動を積極的に実施することができておりますのも、ひとえに会員の皆様をはじめ、税務ご当局や関係団体、地域の皆様方のお力添えの賜物と改めて深く感謝申し上げます。今後も様々な事業を通じて、会員企業、そして地域社会のお役に立てるよう目指して参りますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

昨年は元日に発生した能登半島地震により甚大な被害が生じ、今なお大勢の方々が苦勞をなされておりますことに、心よりお見舞いを申し上げますとともに一日も早い復旧・復興を祈念申し上げます。

さて、国内経済に目を向けますと、世界的な燃料価格の上昇や不安定な為替動向により輸入物価が押し上げられるとともに、人手不足に伴う人件費の高騰もあり諸物価の上昇傾向が続いており、政府、民間が一体となつての賃上げへの取り組みが続きますが民間企業にとっては負担感が大変大きなものとなっております。

そのほかにも地球規模での気候変動や長期化する紛争、経済格差の拡大など先行きの不透明感が増す中ではございますが、どうか政府には全ての国民が安心して豊かな生活を送れるように多角的で実効性のある戦略を打ち出し、好循環の輪が地域の経済と雇用を担う地方企業にまで広がるよう力強いリーダーシップを発揮していただきたいと思います。

当会としては、これからも税のオピニオンリーダーとして、税制改正に関する提言活動、租税教育等の啓発活動、そして基本事業であります税務研修会、企業経営に資する研修会の開催などの活動を積極的に展開していく所存でございますのでどうぞよろしくお願い申し上げます。

新しい年を迎えるにあたり、会員企業と関係者各位、そして地域の皆様方のご健勝とご繁栄を祈念いたしまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。

税についての 作文 コンクール

国税庁長官賞

税の向こう側

松本市立筑摩野中学校 二年 相澤 歩

一応、私は税について少し理解があると思っている。昔、税がない世界はどうなるのか、というある本のコラムを読んだことがある。救急車は呼ぶのに数千円、警察も消防もないいうえ、ゴミ収集車だってこないから自分でなんとかするしかない。私はこんな世界に住みたいと思わない。だからこそ、税のありがたみは少しながらも感じている。しかし、私の日常生活において「税」を意識したことは少なく、税の恩恵はあまり深く感じることはなかった。

私の父方の祖父母は鳥取県の中部、三朝町に暮らしている。三朝町はのどかな温泉街が広がっていて、特に三朝温泉は有名な観光地で、多くの人々が三朝町に訪れる。私たち家族も、三朝に帰省をする際は毎回お世話になっている、私の大好きな温泉だ。

一つ興味深いものを見た。「入湯税」。そんなに値が張るわけでもないが、少し気になってしまった。入湯税とは何だろうか。そもそもなぜ銭湯に税をかけるのか。色々考えてしまった。あのあと、インターネットで入湯税について調べてみた。入湯税は、公衆浴場やお風呂がある旅館やホテルなどの整備に使われるようだ。また、その観光地のイベントの宣伝費用に使われたり、観光スポットの整備に使われたりする。気づいた。もしこの税がなかったとしたら、どうなるのか。三朝温泉はここまで有名になれなかったかもしれない。ここまで三朝町の活気がなかったかもしれない。

入湯税は、温泉街を支えている。一見疑問に感じる税だが、それは私たちの観光を豊かにしてくれるものであり、そこに住む人々や街を支えているものでもある。私の祖父母にもその恩恵が届いていると思うと、一人の観光客として自分が誇らしく思える。

世界に目を向けると、一見疑問に感じる税がたくさんある。イギリスの「渋滞税」や、ヨーロッパ各地の「犬税」、ハンガリーの「ポテトチップス税」など様々である。これらの税にも、その土地の理由があり、その税で恩恵を受けている人々がいるはずだ。入湯税だって、海外の人から見ると意外な税のようだが、相応の理由があり、恩恵を受けている人々がいる。

税は助け合いである。自分が納める税金で恩恵を受けている人がいるが、逆もしかり。自分も恩恵を受けているということを忘れてはならないと感じた。お互いに納めることで、お互いが恩恵を受けられる。

入湯税を通して、自分の視野が広がった。税の向こう側にいる人々や街が見えた。そして、自分も支えられているということを感じた。税の向こう側に見える人々や街。それは自分の祖父母かもしれない。自分の好きな温泉かもしれない。私は納税をする。税の向こう側の人々や街のために。そして、いつか還ってくる自分のために。

明日のいのちの為に。
くすりの未来を切り拓く。

キッセイ薬品は世界の人々の健康に貢献する、
創薬研究開発型企業です。

KISSEI
キッセイ薬品工業株式会社
本社：松本市芳野19番48号



株式会社 サウンドパートナー

松本市空港東

代表取締役社長 小池 和人 氏

『ピアノを愛する大勢の方々を支えることができて幸せです。』

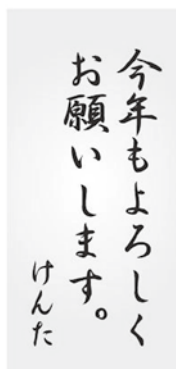
2015年に(株)サウンド
パートナーを設立され
た1級ピアノ調律技能

士である小池さん。繊細な楽器であるピアノは設置場所や気候、時の経過等とともに音色が変化していくため、定期的な調律が必要となります。元々お父様がピアノの輸送を手掛けるご商売をされており、幼いころから調律師さんの仕事を身近に見て、憧れを抱き、ご自身も調律師の道に進まれました。現在は国内外主要メーカーのピアノに対応する技術を取得され、県内のみならず近県の一般家庭、学校や音楽教室、音楽家等の演奏を支えています。

小池さんが理想としていることは「お客様の個性に合わせた音を見つけること」。そのためにお客様との会話をとっても大切にされ、求める音を一緒に探していくそうです。そうして辿り着いた音色でお客様がコンクールや発表会で満足のいく演奏をしていただけた時に小池さんも大きな喜びを感じるそうです。

お子様から大人まで、幅広い世代のお客様と接し、多くのピアノと向き合い理想の音を見つけ出す仕事を「ピアノを愛する大勢の方々を支えることができて幸せです。」とお話しくださった小池さんのますますのご活躍をお祈りしております。

(川船昌子編集委員)



頑張ってます!!

『お店に来てくれる
お客様を大切に!』

有限会社植田鯉節店

松本市大手

植田 幸恵 さん

松本市大手でお店をかまえる植田鯉節店は大正4年に創業され、今年創業110周年を迎えます。当初は枯本節(削っていない固い鯉節)を木製の箱に入れて売り、のちに花かつお(薄く削られた鯉節)の量り売り等を中心に手掛け、長く地域の飲食店やご家庭の「食」を支えてこられました。コロナなどの時代の流れがあり現在は数種類のかつお節の袋売りのほかに煮干し、昆布、のり等の乾物を取り扱っています。

お話を伺った植田さんはかつお節を若い世代にも身近に感じてほしいという思いからスタッフの方と一緒に新しい形の商品作りに取り組み、中でも「だしパック」は人気の商品となりました。ここにしかない商品を作りたいと考え、他業種の方々と積極的にコラボしてオリジナル商品となる「かつおせんべい」、「かつお節まんじゅう」「かつおプレッツェル」、「かつお愛す(かつお節アイスクリーム)」等を次々と生みだしています。

地元の飲食店、個人のお客様の他にも、近年は外国人のお客様もけずりたてのかつお節の匂いを楽しんでいただいているのが嬉しいそうです。これからも「スーパーマーケットなど便利なお店を通り越して、お店に来てくれるお客様に感謝する気持ちを大切にしていまいます」と語ってくれました。

(田力淳子編集委員)

ねふるさと!

松本市音楽文化ホール (ザ・ハーモニーホール) ～パイプオルガンの音色を楽しむ～

音楽文化ホールの象徴となるパイプオルガンですが、ホールには大中小3つのオルガンがあります。メインホールのパイプオルガンはドイツのベッケラート



メインホールのパイプオルガン

社製で松本市市政
施行80周年を記念
し1987年に設置
されました。パ
ーツはドイツで製
作され、日本に運
び、オルガン職人
が一つひとつ組
み立てて築いたそ
うです。こちらのパイ

プオルガンには3121本のパイプが立てられておりさまざまな音色を響かせることができます。

パイプオルガンは紀元前3世紀頃の水オルガンが始まりと言われ、鍵盤を押すとパイプに風が送られて音が出る仕組みとなっています。小ホールに設置されているオルガンは2段鍵盤とペダル付きで少し小型のオルガンです。他にもさらに小さなポジティブオルガンがあり出張コンサートなどに使われています。



移動もできるポジティブオルガン

音楽文化ホールではレジデントオルガニストの小林淳子さんとホールオルガニスト山田由希子さんがコンサートやオルガンセミナーを通してオルガンの魅力を発信しています。1月25日には『オルガンとジャズ・サクソフォーンで聴く名曲コンサート』がメインホールで開催されますのでパイプオルガンの音色に耳を傾けてみるのはいかがでしょうか。

(田力淳子編集委員)

青年部コーナー

活動報告

青年部12月例会を開催

12月16日(月)、青年部12月例会を開催いたしました。(会場:ホテルモンターニュ松本) 今回の例会は『「全国青年の集い 福井大会」参加報告会～全国の租税教育活動・健康経営事例等報告～大忘年会』というテーマで、先月福井県福井市・越前市で開催された青年の集い参加者による参加報告が行われ、全国の法人会青年部が取り組む好事例を学ぶ機会となりました。報告会終了後の大忘年会では抽選会も実施され、大いに盛り上がりました。ご参加いただいた皆様、誠にありがとうございました。



女性部コーナー

活動報告

松本児童園への地域社会貢献活動を実施

女性部では地域社会貢献活動として、児童養護施設松本児童園へ寄附金、日用品などの物品贈呈と奉仕活動を毎年実施しております。

本年度は12月13日(金)に渡辺女性部長をはじめとする5名が児童園を訪問し、会員から寄せられた善意をお届けしてまいりました。また、当日はタオルを加工して、施設で生活するこども達が使う雑巾を縫う奉仕活動も行いました。ご協力をいただきました皆様、誠にありがとうございました。



労務レポート

育児・介護休業法改正のポイントのご案内

社会保険労務士 上 嶋 宏



令和7年新しい年を迎え雇用環境が変わります。当レポートは、今回と次回にわたり4月1日と10月1日に施行される「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の改正ポイントについて厚生労働省がホームページに公表している「リーフレット育児・介護休業法改正のポイント」を引用してレポートいたします。

1. 育児・介護休業法改正ポイントのご案内

男女とも仕事と育児・介護を両立できるように、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や介護離職防止のための雇用環境整備、個別周知・意向確認の義務化などの改正が行われます。

① 子の看護休暇の見直し

改正内容	施行前	施行後
対象となる子の範囲の拡大	小学校就学の始期に達するまで	小学校3年生終了まで
取得事由の拡大(③④を追加)	①病気・けが ②予防接種・健康診断	①病気・けが ②予防接種・健康診断 ③感染症に伴う学級閉鎖等 ④入園(入学)式、卒園式
労使協定による継続雇用期間6ヶ月未満除外規定の廃止	〈除外できる労働者〉 ①週の所定労働日が2日以下 ②継続雇用期間6ヶ月未満	〈除外できる労働者〉 ①週の所定労働日が2日以下 ※②を撤廃
名称変更	子の看護休暇	子の看護等休暇

※取得可能日数は、現行日数(1年間に5日、子が2人以上の場合は10日)から変更はありません。

② 所定外労働の制限(残業免除)の対象拡大

改正内容	施行前	施行後
請求可能となる労働者の範囲の拡大	3歳未満の子を養育する労働者	小学校就学前の子を養育する労働者

③ 短時間勤務制度(3歳未満)の代替措置にテレワークを追加

改正内容	施行前	施行後
代替措置(※)のメニューを追加	〈代替措置〉 ①育児休業に関する制度に準ずる措置 ②始業時刻の変更等	〈代替措置〉 ①育児休業に関する制度に準ずる措置 ②始業時刻の変更等 ③テレワーク

※短時間勤務制度を講ずることが困難と認められる具体的な業務があり、その業務に従事する労働者がいる場合にのみ、労使協定を締結し除外規定を設けた上で、代替措置を講ずることとなります。

④ 育児のためのテレワーク導入

3歳未満の子を養育する労働者がテレワークを選択できるように措置を講ずることが、事業主に努力義務化されます。

⑤ 育児休業取得状況の公表義務適用拡大

改正内容	施行前	施行後
公表義務対象企業の拡大	従業員数1,000人超の企業	従業員数300人超の企業

⑥ 介護休暇を取得できる労働者の要件緩和

改正内容	施行前	施行後
労使協定による継続雇用期間6ヶ月未満除外規定の廃止	〈除外できる労働者〉 ①週の所定労働日数が2日以下 ②継続雇用期間6ヶ月未満	〈除外できる労働者〉 ①週の所定労働日数が2日以下 ※②を撤廃

⑦ 介護離職防止のための雇用環境整備

介護休業や介護両立支援制度等(※)の申出が円滑に行われるようにするため、事業主は以下のI～IVいずれかの措置を講じなければなりません。

I. 介護休業・介護両立支援制度等に関する研修の実施

II. 介護休業・介護両立支援制度等に関する相談体制の整備（相談窓口設置）

III. 自社の労働者の介護休業・介護両立支援制度等の利用の事例の収集・提供

IV. 自社の労働者へ介護休業・介護両立支援制度等の利用促進に関する方針の周知

※ i 介護休暇に関する制度、ii 所定外労働の制限に関する制度、iii 時間外労働の制限に関する制度、iv 深夜業の制限に関する制度、v 介護のための所定労働時間の短縮等の措置

⑧ 介護離職防止のための個別の周知・意向確認等

I. 介護に直面した旨の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認

介護に直面した旨の申出をした労働者に対して、事業主は介護休業制度等に関する以下の事項の周知と介護休業の取得・介護両立支援制度等の利用の意向の確認を、個別に行わなければなりません。

※取得・利用を控えさせるような個別周知と意向確認は認められません。

周 知 事 項	①介護休業に関する制度、介護両立支援制度（制度の内容） ②介護休業・介護両立支援制度等の申出先（例：人事部など） ③介護休業給付金に関すること
個別周知意向確認の方法	①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等 のいずれか 注：①はオンライン面談も可能。③④は労働者が希望した場合のみ

II. 介護に直面する前の早い段階（40歳等）での情報提供

労働者が介護に直面する前の早い段階で、介護休業や介護両立支援等の理解と関心を深めるため、事業主は介護休業制度等に関する以下の事項について情報提供しなければなりません。

情報提供期間	①労働者が40歳に達する日（誕生日前日）の属する年度（1年間） ②労働者が40歳に達した日の翌日（誕生日）から1年間のいずれか
情報提供事項	①介護休業に関する制度、介護両立支援制度等（制度の内容） ②介護休業・両立支援制度等の申出先（例：人事部など） ③介護休業給付金に関すること
情報提供の方法	①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等 のいずれか 注：①はオンライン面談も可能

⑨ 介護のためのテレワーク導入

要介護状態の対象家族を介護する労働者がテレワークを選択できるように措置を講ずることが、事業主に努力義務化されます。

ここまでの、令和7年（2025年）4月1日に施行される育児・介護休業法の改正のポイントになります。

今回は、令和7年10月1日に施行される改正ポイントをお伝えします。

上嶋社会保険労務士事務所

〒399-8101 安曇野市三郷明盛 1108-5

TEL.0263-88-6927 FAX.0263-88-6928

電子申告で効率UP! 国税電子申告・納税システム

e-Tax

「e-Tax」なら
国税に関する申告や納税、
申請・届出などの手続きが
インターネットで行えます。

納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
※利用可能となるまで、オンライン提出の場合は1週間程度、書面提出の場合は1か月程度かかります。

e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告を
するとこんなメリットが!

添付書類の提出省略
還付がスピーディー

ご利用に際し条件、注意事項があります。
詳しくはホームページでご確認ください。

法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

法人会

イータックス Q 検索



税務ポイント

(会社の税務 よろず相談室②)消費税その38

インボイス制度における、 帳簿のみの保存で仕入税額控除が 認められる出張旅費等について

Q. 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費、宿泊費、日当等や実費精算の出張旅費等及び通勤手当については、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められるということですが、その概要について教えてください。

A.

1. 出張旅費、宿泊費、日当等

社員に支給する出張旅費、宿泊費、日当等のうち、その旅行に通常必要であると認められる部分の金額については、課税仕入れに係る支払対価の額に該当するものとして取り扱われます。この金額については、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます(消法30⑦、消令49①-二、消規15の4二、基通11-6-4)。

なお、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる「その旅行に通常必要であると認められる部分」については、所得税基本通達9-3に基づき判定しますので、所得税が非課税となる範囲内で、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められることになります。

2. 実費精算の出張旅費等

社員に支給する出張旅費、宿泊費、日当等のうち、その旅行に通常必要であると認められる部分の金額については、課税仕入れに係る支払対価の額に該当するものとして取り扱われ、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます(消法30⑦、消令49①-二、消規15の4二、基通11-6-4)。

この社員に対する支給には、概算払によるもののほか、実費精算されるものも含まれますので、実費精算に係るものであっても、その旅行に通常必要であると認められる部分の金額については、帳簿のみの保存で仕入税額控除を行うことができます。

(注) 帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる「その旅行に通常必要であると認められる部分」については、所得税基本通達9-3に基づき判定しますので、所得税が非課税となる範囲内で、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められることになります。

(参考)実費精算が貴社により用務先へ直接対価を支払っているものと同視し得る場合には、通常必要と認められる範囲か否かにかかわらず、他の課税仕入れと同様、一定の事項を記載した帳簿及び社員の方から徴求した適格請求書等の保存により仕入税額控除を行うこととなります。

その際、3万円未満の公共交通機関による旅客の運送など、一定の課税仕入れに当たるのであれば、当該帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます(消法30⑦、消令49①-イ、70の9②一)。

3. 通勤手当

従業員等で通勤する者に支給する通勤手当のうち、通勤に通常必要と認められる部分の金額については、課税仕入れに係る支払対価の額として取り扱われます。この金額については、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます(消法30⑦、消令49①-二、消規15の4三、基通11-6-5)。

なお、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる「通勤者につき通常必要と認められる部分」については、通勤に通常必要と認められるものであればよく、所得税法施行令第20条の2において規定される非課税とされる通勤手当の金額を超えているかどうかは問いません。

(税制委員会：

忠地祐一、杉山良一、草間俊文 グループ稿)

(監修：関東信越税理士会 松本支部)

地域社会の繁栄のために。

PROSPERITY FOR LOCAL COMMUNITIES WORLDWIDE



鍋林株式会社
www.nabelin.co.jp

環境 ISO14001
品質 ISO 9001
認証取得

決算説明会 (法人税・消費税/12月決算法人対象)

1月28日(火) 午後2時より 松本市駅前会館「大会議室」

1月の予定

7日税制委グループ会議、青年部第六委員会・幹事会 9日総務員会 10日納税関係団体連絡協議会懇談会 15日租税教室(菅野小学校) 16日県連組織委員会 20日正副会長、1月拡大役員会、賀詞交換会、新入会員歓迎会 22日県連総務委員会 23日女性部新年特別例会 28日決算説明会 31日広報委編集会議

第117回税制勉強会開催のお知らせ ～松本税務署 齋藤副署長講演会～

- 日 時 2月18日(火)午後2時～3時30分
- 会 場 松本市駅前会館4階「大会議室」
- 内 容 税務行政の課題と取組
- 講 師 松本税務署 副署長 齋藤 健一氏
- 受講料 無料
- お申込 事務局まで(0263-35-8080)

ご協力ありがとうございました!

令和6年度

“松本法人会 やまびこ運動” 結果報告

ご紹介
146件

ご入会
44社

会員企業の皆様に、お取引先やお知り合いを紹介いただき、当会への入会のきっかけとさせていただく「松本法人会 やまびこ運動」。今年も5月から11月末まで皆様にご協力をいただきました。

本年度も各部会、青年部・女性部、関係機関の皆様にご協力いただき、紹介件数が146件、入会件数が44社となりました。皆様から賜りましたご協力に厚く御礼申し上げます。(12月19日集計時点)

なお、本年度も各部会には「新規入会件数目標」、「やまびこ運動紹介件数目標」を設け、目標を達成された部会への表彰を予定しておりますが、波田部会に両部門の目標を達成していただくとともに、芳川部会、女性部には新規入会件数、本庄部会、本郷部会、塩尻部会には紹介件数目標を達成していただきました。ご協力誠にありがとうございました。

新任のご挨拶



AIG 損害保険(株)松本支店

西村 徹也 支店長

平素より会員の皆様には格別のご厚情を賜り誠にありがとうございます。

この度12月1日付けで松本支店に着任致しましたAIG損害保険の西村徹也と申します。

簡単なプロフィールですが1996年にA I U保険会社へ入社して以来営業畑一筋でやってまいりました。また法人会様とも密接に業務推進させていただいてきました。前任地が同じ長野県内の長野支店でしたが心機一転松本市に転居して参りました。

現在推進中のビジネスガード40周年が来年3月末まで続きますので今後は一般社団法人松本法人会様の会員増強及び弊社ビジネスガードの加入率アップに少しでも貢献したいと存じます。小職及び弊社貴会推進担当を何卒宜しくお願い致します。

エネルギーと環境の
ハーモニーを目指します。

▲ サンリン 株式会社

東筑摩郡山形村下本郷4082-3 TEL.0263-97-3030(代)
<http://www.sanrinkk.co.jp/>

青年部・女性部



部員募集中!!

お問合せは事務局(☎35-8080)まで!



頌

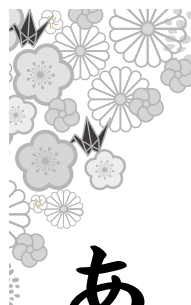
春

 令和 7 年
(2025 年)

() 内は選出部会

「消費税申告」声運動実施中

会長 神 澤 陸 雄	副会長・総務委員長 滝 澤 文 雄	副会長・研修委員長 花 岡 貞 夫	副会長・広報委員長 百 瀬 衛 貴 男	副会長・税制委員長 百 瀬 幸 子
副会長・組織委員長 小日向 義 夫	副会長・穂高部会長 菅 澤 一 隆	副会長・塩尻部会長 作 田 永 子	副会長・厚生委員長 上 條 敏 昭	副会長・豊科部会長 萩 原 敦 己
副会長・川手部会長 高 橋 直 樹	副会長・波田部会長 谷 上 正 明	専務理事 野 村 和 之	常任理事・青年部長 川 出 哲 敬	常任理事・女性部長・厚生副委員長 渡 辺 く に 子
常任理事 西 澤 仁 志	常任理事・城西部会長 鶴 見 明 夫	常任理事 上 村 勝 也	常任理事(西部) 水 谷 有 吉	常任理事(南松本) 島 宏 幸
常任理事・総務副委員長・西北部会長 田 中 幸 一	常任理事・総務副委員長・上土部会長 増 田 博 志	常任理事・研修副委員長・南部部会長 上 條 栄 規	常任理事・組織副委員長・南東部会長 田 内 光 一	常任理事・広報副委員長 浅 川 琢 夫
常任理事・税制副委員長 赤 羽 勝 巳	常任理事・組織副委員長 清 水 是 昭	常任理事・厚生副委員長 高 橋 治 美	常任理事・直前青年部長 廣 田 伸 一	理事・今町・六九部会長 木 下 匡 晃
理事・伊勢町部会長 斉 藤 信 人	理事・中央部会長 伊 藤 博 敏	理事・深志部会長 齋 秀 行	理事・本庄部会長 市 川 興 一	理事・白板部会長 田 近 勝 之
理事・城東部会長 大 和 朗	理事・東部部会長 新 井 卷 好	理事・北部部会長 濱 田 諭	理事・南松本部会長 加 藤 文 彦	理事・芳川部会長 浅 川 貴 央
理事・本郷部会長 富 成 敏 文	理事・寿部会長 堀 江 哲 也	理事・研修副委員長・西部部会長 宮 下 秀 保	理事・南西部会長 中 島 敬 夫	理事・三郷部会長 高 木 一 寿
理事・筑北部会長 小 山 光 雄	理事・安曇部会長 川 上 隆 英	理事・梓川部会長 小 松 保 久	理事・堀金部会長 猪 又 悟	理事・朝日部会長 小 林 明 博
理事・山形部会長 上 条 祐 一 郎	理事・奈川部会長 亘 亘	理事・上高地・白骨温泉旅館部会長 奥 原 宰	理事・農協部会 田 中 均	理事・広報副委員長 忠 地 恵 子
理事・税制副委員長 赤 羽 総 一 郎	理事・青年部長経験者 大 月 清 光	理事・青年部長経験者 伊 藤 修	理事・青年部副部長 蒲 生 浩 明	理事・女性部副部長 中 野 美 知 子
運営審議員(今町・六九) 真 峯 勝 則	運営審議員(本庄) 横 内 義 明	運営審議員(城東) 安 保 充 彦	運営審議員(北部) 小 松 伸 好	運営審議員(本郷) 久 保 村 明 弘
運営審議員(寿) 橋 詰 修	運営審議員(南西) 岡 野 敏 明	運営審議員(塩尻) 酒 井 久 徳	運営審議員(塩尻) 塚 原 嘉 之	運営審議員(塩尻) 吉 村 和 道
運営審議員(塩尻) 中 村 健 一	運営審議員(豊科) 齊 藤 貴	運営審議員(豊科) 岸 本 実	運営審議員(穂高) 会 田 恵 司	運営審議員(穂高) 佐 野 訓 久
運営審議員(川手) 藤 森 賢	運営審議員(川手) 太 田 英 雄	運営審議員(三郷) 久 根 下 直 敏	運営審議員(筑北) 瀧 澤 義 文	運営審議員(安曇) 唐 澤 和 寿
運営審議員(梓川) 武 田 力	運営審議員(堀金) 濱 田 和 明	運営審議員(朝日) 立 花 榮 次	運営審議員(山形) 木 藤 洋 正	運営審議員(奈川) 奥 原 充
監事 宮 本 潔	監事 伊 藤 敏 史	監事 柴 田 博 康		
事務局一同				



あけましておめでとうございます

巳



み!

謹賀新年



大同生命は
「経営者大型総合保障制度」を通じて、
引き続き、みなさまに大きな安心を
お届けしてまいります。
本年もよろしくお願い申し上げます。



DJIDO 大同生命保険株式会社 松本支社 / 長野県松本市本庄 1-3-10 (大同生命松本ビル3F) TEL 0263-32-0829



AIGブランドアンバサダー
洗野日向子選手

AIG損保

謹賀新年

さまざまなことが複雑に変化する
今の世の中において、
1人でも多くのお客さまが
変化をチャンスと捉えられますように。

2025年もAIGは、
グローバルネットワークから得られる知見と
国内での豊富な経験を合わせて、
お客さまと共に進むパートナーとして
サポートしていきます。

2025

AIG損害保険株式会社

<https://www.aig.co.jp/sonpo>

本店
〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20
神谷町MTビル
03-6848-8500
午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

松本支店
〒390-0814 長野県松本市本庄1-3-10
大同生命松本ビル7階
0263-35-1933
午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)



今年も法人会の
福利厚生制度の普及を通じて
会員企業の役員・従業員と
そのご家族の皆様は
安心をお届けしてまいります
本年も何卒よろしくお願い
申し上げます
令和七年

謹賀新年

〈引受保険会社〉 **アフラック** 長野支社

〒380-0823 長野県長野市南千歳1-12-7 新正和ビル4階

法人会用フリーダイヤル ☎ 0120-876-505
受付時間/9:00～17:00(土日祝日除く)



インフォメーションコーナー

法人会では、皆様の情報交換、相互理解を深めることを目的に、毎号先着3社を無料でインフォメーションコーナーに掲載いたします。皆様の掲示板としてお使いください。(サイズ:タテ6.5×ヨコ9㍉)

お申込みは事務局まで TEL(0263)35-8080

インフォメーションコーナー掲載企業募集

ご利用ください!!

- 掲載無料
- 関係企業、県内外関係機関3,900社へ発送
- フルカラー印刷
- 広告初心者の方でも簡単に掲載いただけます

一般社団法人 松本法人会
〒390-0814 松本市本庄1-3-10 大同生命松本ビル5F
☎0263-35-8080 FAX 0263-36-0839

お申込みは……松本法人会事務局 ☎0263-35-8080



「井上百貨店本店、ありがとうございました」(松本市)

松本駅前にごございます井上百貨店本店が3月末で営業を終了されます。明治18年に呉服業として創業以来、時代とともに業態を変え松本のシンボルとして地域の人々に愛されてきた百貨店ですので様々な思い出をお持ちの方も多いのではないのでしょうか。今後は総合ショッピングセンター「アイシティ21」の百貨店棟と統合されるそうです。(川船昌子編集委員)



ご利用下さい!!

法人会の会員限定

インターネットセミナー(ネット配信) サービス セミナービデオレンタル(DVD・CD)



松本法人会の会員企業の皆様ならどなたでも無料でご利用いただけます。自己研鑽・社員教育などにご活用ください!!

パソコンでセミナーが受講できる!
インターネット
セミナー 毎月更新



お好みのセミナーをPCやスマホ等から選んでいただきクリックするだけ。仕事に役立つ情報やヒントが満載!

セミナーDVD
レンタルサービス

会員無料・ネットで予約

ご希望の内容のDVDを無料でレンタル。オフィスにお届け。社内研修などにもご活用いただけます!

ご利用方法はいずれも当会ホームページから、**上記バナーをクリック**していただき、簡単な入力または登録をするだけ!

※インターネットセミナー ご利用時は
会員ID:hj0915 パスワード:8080
上記を入力してログインしてください。

松本法人会HP

<http://www.matsumotohojinkai.or.jp>

川柳コーナー

初詣

人の数だけ

願いあり

新しい

トランプルルに

固唾のむ

カルタとり

娘に負けたが

ちと嬉し

新米

あとがき

2024年ヒット商品ベスト30が日経トレンディで発表されました。1位は『新NISA&オルカン』投資、2位『大谷翔平売れ』、3位『Vポイント』となっており、その他には8位『シンカトリ』、11位『未来のレモンサワー』など多くの新感覚商品も話題になりました。

前人未踏の「50+50」を達成した大谷翔平選手関連の年間経済効果は1168億円を超えるとの試算もあり驚きです。たしかに大谷選手関連商品やプライベートの愛用品・愛犬デコピンちゃん関連商品が売れる「周辺&愛犬消費」も話題になりました。私の知人夫人も17番のユニフォームを着用し、満面の笑顔でロサンゼルスを楽しむ写真を送ってくださいました。

個人的には電源不要・置くだけで蚊が落ちる簡単仕様の次世代型蚊取り用品『シンカトリ』にも興味を持ちましたが、同誌では2025年のヒット予測もされており、その中には『肩掛けブラインドAI』『おべんとPON』『スマート駅ロッカー』等、気になるものも数多くありました。新しい年にはどんな商品やサービスが展開されるのでしょうか。楽しみにしたいと思います。

(川船)

(本号編集委員)

川船昌子
田力淳子



個人情報の取扱について

当会は、会員企業に係る「個人情報」を研修会・諸会議の開催通知、機関紙等の送付並びに福利厚生制度のご案内など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ありません。

また、お届けいただいた個人情報の開示、訂正等お問い合わせは下記窓口までお願いいたします。

一般社団法人松本法人会 個人情報取扱係

発行所

一般社団法人 松本法人会

〒390-0814

長野県松本市本庄1丁目3番10号

TEL(0263)35-8080

FAX(0263)36-0839

編集人 百瀬衛貴男

(毎月1回1日発行)

印刷所 アサカワ印刷株式会社